

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第35号

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則
香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和27年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
第9条 略 (1) 略 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第7条第1項</u> に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。） (3)・(4) 略 別表（第9条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名</th><th>称</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>香川県立五色台少年自然センター</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名	称	略		香川県立五色台少年自然センター		略		第9条 条例第10条の2第2項第3号ウに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 略 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第7条</u> に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。） (3)・(4) 略 別表（第9条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名</th><th>称</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>香川県立五色台少年自然の家</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名	称	略		香川県立五色台少年自然の家		略	
名	称																
略																	
香川県立五色台少年自然センター																	
略																	
名	称																
略																	
香川県立五色台少年自然の家																	
略																	

附 則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。